

三井住友プライマリー終身保険

(円建／外貨建)

通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)

特に重要なお知らせ

(契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1

この保険のしくみについては以下のとおりです。

この保険は、コース（死亡保障コース・引出コース）＜＊＞と契約通貨（米ドル・豪ドル・円）をそれぞれご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

＜＊＞ 当冊子では、主契約（通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型））または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約を「死亡保障コース」、主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約を「引出コース」と表記しています。

※ 「死亡保障コース」では、契約通貨に外貨を選択した場合、円建定額終身移行特約が付加されます。

『三井住友プライマリー終身保険（円建／外貨建）』の正式名称は、通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.21の「2.為替リスク・市場リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

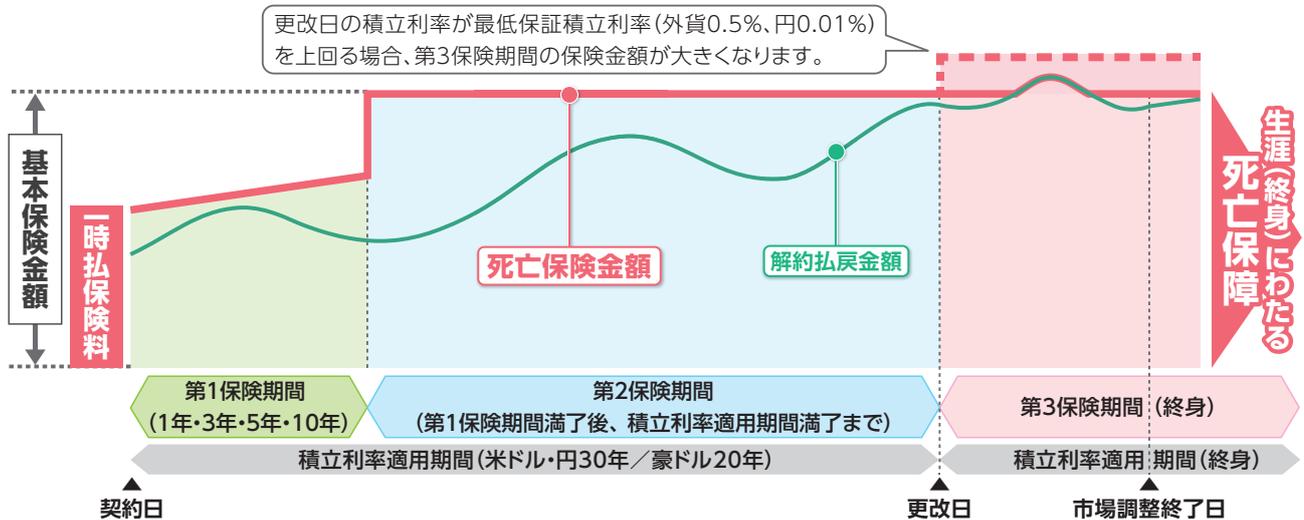
2つのコースの概要については、下記をご参照ください。

死亡保障コース	引出コース
P.2～P.6	P.7～P.12

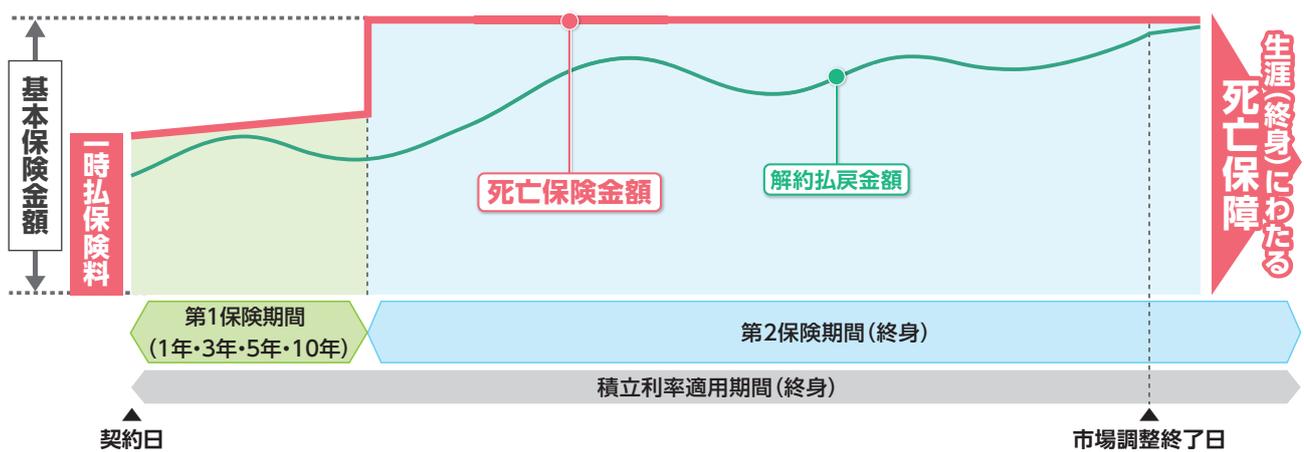
2

死亡保障コースの概要については以下のとおりです。

【イメージ図】[契約年齢：39歳以下]



【イメージ図】[契約年齢：40歳以上]



※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

- このコースは、ご契約時に選択する第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額が大きくなります。
- 保険金額は、第1保険期間中は積立金額(一時払保険料、契約日の積立利率、経過年月数等で計算した額)となり、第1保険期間満了日の翌日に増加し、第2保険期間中は基本保険金額(一時払保険料および契約日の積立利率等で計算して定められた額)となります。
※ 契約年齢が39歳以下のご契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率(外貨0.5%、円0.01%)を上回った場合は、第3保険期間の保険金額が大きくなります。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金については、P.4をご参照ください。

- 各保険期間と積立利率適用期間は、契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	保険期間		積立利率適用期間
39歳以下	第1保険期間	1年、3年、5年、10年	【米ドル・円】30年 【豪ドル】20年
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から 積立利率適用期間満了日	
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身	終身
40歳以上	第1保険期間	1年、3年、5年、10年<*>	終身
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身	
	第3保険期間	なし	

<*> 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。

- この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日については、P.6をご参照ください。
- 契約通貨が外貨の場合、契約日から1年経過以後、円建終身保障へ任意で移行することができます。



- ・ 円建終身保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身保障へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 円建終身保障へ移行する場合には、為替相場の変動により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 円建終身保障へ移行する場合、移行日以後の死亡保険金額が移行日以前の契約通貨建ての死亡保険金の円換算額を下回る可能性があります。
- ・ 円建終身保障への移行後は、積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、円の短期金利等に基づいて設定され、契約年齢、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて設定される移行前の積立利率よりも低くなることを見込まれます。

2-1. 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、**申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります**。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。なお、契約年齢が39歳以下の場合、契約日以後は更改日に積立利率を改め、改めた積立利率は契約者宛に郵送等で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約年齢が39歳以下の場合、米ドル・円は30年、豪ドルは20年となり、更改日以後は終身となります。契約年齢が40歳以上の場合には終身となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.19の「1.この保険に係る費用は以下のとおりです。」をご確認ください。
- 払込保険料が一定額以上の場合、保険期間中に適用される積立利率に所定の利率を上乗せします。
※ 上乗せされる積立利率は三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。また、ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、**積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません**。
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

2-2. 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の契約通貨建ての下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。保険金額は各保険期間により異なります。	
	＜保険金額＞	
	第1 保険期間	積立金額
	第2 保険期間	基本保険金額
第3 保険期間	更改日の積立金額に基づき、更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額 ※更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、第3 保険期間の保険金額が大きくなります。	



免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

2-3. 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日< * >における所定の為替レートをを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日< * >における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。年金の種類は確定年金(年金支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年)または年金総額保証付終身年金からご選択いただけます。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって解約等のお手続きを行うことができます。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

< * > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

2-4. ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位)または100万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	基本保険金額が20億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		20歳～90歳	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族(9人まで指定可能)	
告知		健康告知なし	
積立利率適用期間	契約年齢	39歳以下	第2保険期間満了まで：米ドル・円：30年／豪ドル：20年 第3保険期間：終身
		40歳以上	終身
保険期間 (終身)	第1保険期間		1年・3年・5年・10年 ※ 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。
	第2保険期間	契約年齢 39歳以下	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日
		40歳以上	第1保険期間満了日の翌日から終身
	第3保険期間	契約年齢 39歳以下	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身
		40歳以上	なし
	市場調整終了日	契約年齢	39歳以下
40歳以上 70歳以下			契約日から30年後の年単位の契約応当日
71歳以上			被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
契約者貸付制度		お取扱いいたしません	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約 (基本保険金額の減額)	外貨	減額後の最低基本保険金額：1万ドル以上	
	円	減額後の最低基本保険金額：100万円以上	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

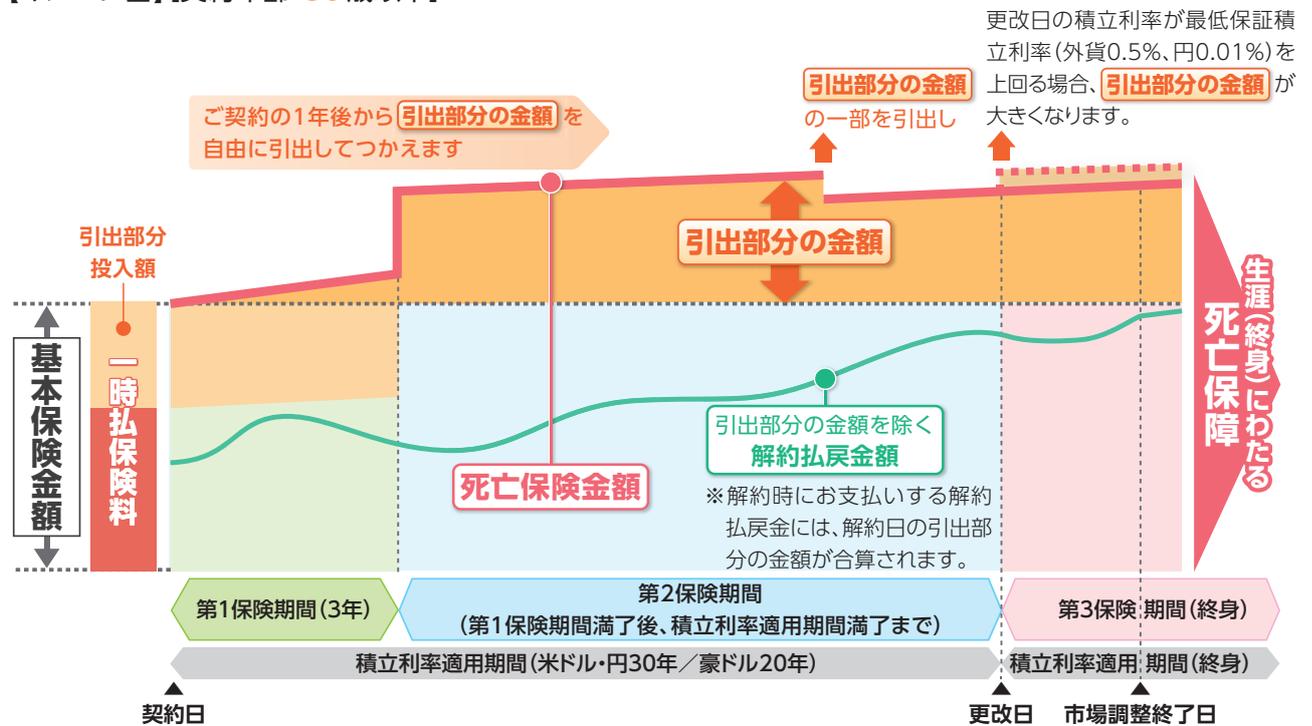
※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

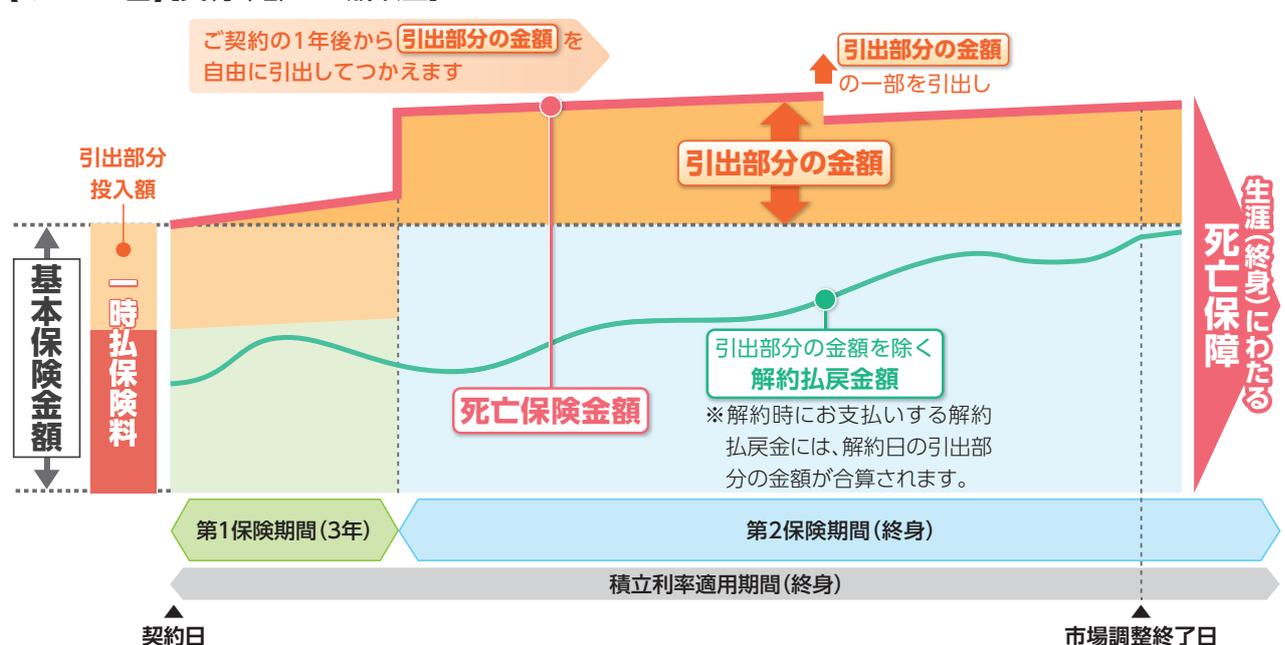
3

引出コース(引出自在型終身保障特約付加)の概要については以下のとおりです。

【イメージ図】[契約年齢:39歳以下]



【イメージ図】[契約年齢:40歳以上]



※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

- このコースは、契約日の1年後から引出部分の金額の全部または一部を引出金として引出すことができます。
- 引出部分の金額は、一時払保険料のうち、引出部分投入額（一時払保険料、基本保険金額、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により計算して定められた額です。そのため、引出部分投入額を指定することはできません。）に契約応当日ごとに毎年適用される三井住友海上プライマリー生命所定の利率を適用して計算します。なお、この所定の利率は、積立利率とは異なります。引出部分の金額については、P.10をご参照ください。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金については、P.10をご参照ください。
- 各保険期間と積立利率適用期間は、契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	保険期間		積立利率適用期間
39歳以下	第1保険期間	3年	【米ドル・円】30年 【豪ドル】20年
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から 積立利率適用期間満了日	
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日（更改日）から終身	終身
40歳以上	第1保険期間	3年	終身
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身	
	第3保険期間	なし	

- この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日については、P.12をご参照ください。

3-1. 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日を設定されます。したがって、**申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。**また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。なお、契約年齢が39歳以下の場合、契約日以後は更改日に積立利率を改め、改めた積立利率は契約者宛に郵送等で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約年齢が39歳以下の場合、米ドル・円は30年、豪ドルは20年となり、更改日以後は終身となります。契約年齢が40歳以上の場合には終身となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.19の「1.この保険に係る費用は以下のとおりです。」をご確認ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる引出部分以外の積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、**積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。**
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3-2. 引出部分について

- 引出部分の金額は、一時払保険料のうち、引出部分投入額を契約応当日ごとに毎年適用される三井住友海上プライマリー生命所定の利率(下限0.01%)で計算します。
- 契約日の1年後から、引出部分の金額の全部または一部を引出すことができます。
ただし、第1保険期間においては、引出部分以外の積立金額と引出部分の金額の合計額のうち、一時払保険料を上回る部分が引出することができる金額の限度となります。
- 引出金は契約通貨建てで指定し、その金額を引出部分の金額から引出します。また、契約通貨が外貨の場合、円支払特約を付加することで、引出金を円で受取することもできます。
※ 一部引出の場合は外貨:1,000ドル以上(100ドル単位)、円:10万円以上(1万円単位)とします。
- 一部引出後の引出部分の金額は、引出前の引出部分の金額から引出金を差引いた金額に基づき、三井住友海上プライマリー生命所定の利率(下限0.01%)で計算します。
- 契約年齢が39歳以下の契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率(外貨0.5%、円0.01%)を上回る場合、引出部分の金額は更改日に大きくなります。



- ・ 引出部分の金額に適用される利率は、契約日および更改日に適用される積立利率とは異なります。
- ・ 契約通貨が外貨で、引出金を円で受取る場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 一度引出した引出金は、元に戻すことができません。また、引出部分の金額に追加で資金を充当することもできません。

3-3. 保障の内容について

死亡保険金	<p style="color: #E67E22;">保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の契約通貨建ての下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。このコースの基本保険金額は、一時払保険料相当額となります。</p> <p style="color: #E67E22;"><保険金額></p>	
	第1保険期間	引出部分以外の積立金額+引出部分の金額
	第2保険期間 第3保険期間	基本保険金額+引出部分の金額



免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

3-4. 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円を受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日< * >における所定の為替レートをを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、引出金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日< * >における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。年金の種類は確定年金(年金支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年)または年金総額保証付終身年金からご選択いただけます。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって解約等のお手続きを行うことができます。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

< * > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

3-5. ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位) または 100万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	基本保険金額と引出部分投入額の合計額が 20億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		20歳～90歳	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族(9人まで指定可能)	
告知		健康告知なし	
積立利率適用期間	契約年齢	39歳以下	第2保険期間満了まで：米ドル・円：30年／豪ドル：20年 第3保険期間：終身
		40歳以上	終身
保険期間 (終身)	第1保険期間		3年
	第2保険期間	契約年齢 39歳以下	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日
		40歳以上	第1保険期間満了日の翌日から終身
	第3保険期間	契約年齢 39歳以下	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身
		40歳以上	なし
	市場調整終了日		契約年齢 39歳以下
40歳以上 70歳以下			契約日から30年後の年単位の契約応当日
71歳以上			被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
契約者貸付制度		お取扱いいたしません	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額と引出部分投入額の合計の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

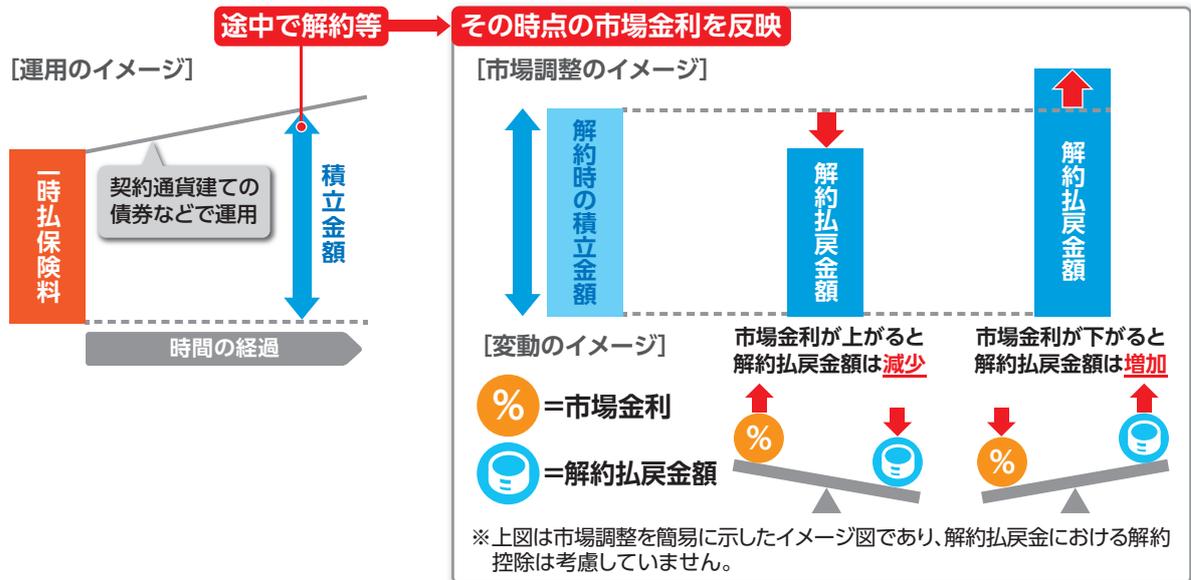
※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

4 市場調整については以下のとおりです。

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

市場調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金に反映させるための手法のことであり、解約・一部解約時の金利に応じて解約払戻金が増減します。



5 解約払戻金については以下のとおりです。

5-1. 死亡保障コースの解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約の全部を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約（一部解約）による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日（一部解約日）までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を適用した金額となります。
- 契約通貨が外貨で、円建終身保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約（一部解約）時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{解約日(一部解約日)の積立金額<*1>} - \text{市場調整額}$$

$$\text{市場調整額} = \text{解約日(一部解約日)の積立金額<*1>} \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i<*3>}{1+j<*4>} \right]^{\frac{\text{残存月数}<*5>}{12}} \right\}$$

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料<*6>} \times \text{所定の解約控除率<*7>}$$

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

- ・ 【契約年齢39歳以下】積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後
- ・ 解約日（一部解約日）が更改日の場合

<*1> 解約の場合は解約日の積立金額<*2>となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する積立金額となります。

<*2> 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<*3> i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<*4> j は、解約日（一部解約日）において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の指標金利です。

<*5> 契約日における被保険者の年齢が39歳以下で更改日前の解約の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から更改日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.8となります。契約日または更改日における被保険者の年齢が40歳以上の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5となります。

<*6> 一部解約の場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。

<*7> 解約控除率については、P.20をご参照ください。

- ・ この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご注意ください。

① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません(上昇しません)。

② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。



- ・ 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。

- ・ 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性(金利変動リスク)が高くなります。また、解約日から市場調整終了日または更改日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

- ・ 解約控除や市場調整のしくみや影響により、一部解約した払戻金額は、一部解約した基本保険金額に対応する一時払保険料より少なくなる可能性があります。また、一部解約をした払戻金額と将来受取る保険金等の合計額が元本割れする可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例>

被保険者契約年齢:65歳 性別:男性 一時払保険料:50,000米ドル 第1保険期間:5年
積立利率:4.17% 契約日の指標金利:4.68%

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	5.68% (+1.0%)	5.18% (+0.5%)	4.68% (±0.0%)	4.18% (-0.5%)	3.68% (-1.0%)
1年	42,512	46,232	50,285	54,702	59,517
3年	47,144	50,971	55,120	59,620	64,502
5年	52,180	56,101	60,332	64,899	69,830
7年	56,213	60,114	64,302	68,802	73,637
9年	60,376	64,228	68,345	72,747	77,455
10年	62,494	66,310	70,380	74,721	79,352
15年	72,127	75,630	79,321	83,211	87,312
20年	81,200	84,141	87,202	90,390	93,711
25年	89,270	91,412	93,616	95,884	98,219
30年<*>	98,549	98,549	98,549	98,549	98,549

<*> 契約日から30年後の年単位の契約応当日となるため、市場調整額は0(ゼロ)として表示しています。

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ ()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

5-2. 引出コースの解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた額と引出部分の金額の合計となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額} + \text{引出部分の金額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{解約日の引出部分以外の積立金額}< *1 > - \text{市場調整額}$$

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の引出部分以外の積立金額}< *1 > \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+i< *2 >}{1+j< *3 >} \right)^{\frac{\text{残存月数}< *4 >}{12}} \right\}$$

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}< *5 >$$

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

- ・ 【契約年齢39歳以下】積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後
- ・ 解約日が更改日の場合

< * 1 > 一時払保険料から引出部分投入額を差引いた額を、積立利率や経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

< * 2 > i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

< * 3 > j は、解約日において、契約日または更改日のいずれか遅い日と同じ契約内容で新たに契約を締結したと仮定した場合の指標金利です。

< * 4 > 契約日における被保険者の年齢が39歳以下で更改日前の解約の場合の残存月数は、解約日から更改日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.8となります。契約日または更改日における被保険者の年齢が40歳以上の場合の残存月数は、解約日から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5となります。

< * 5 > 解約控除率については、P.20をご参照ください。



- ・ この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご注意ください。
 - ① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません（上昇しません）。
 - ② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
- ・ 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- ・ 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性（金利変動リスク）が高くなります。また、解約日から市場調整終了日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

【解約払戻金の例】

<契約例>

被保険者契約年齢：65歳 性別：男性

一時払保険料：50,000米ドル 第1保険期間：3年 積立利率：3.57%

契約日の指標金利：4.68% 引出部分運用利率適用期間：1年 引出部分運用利率：3.14%

(単位：米ドル)

経過年数	解約払戻金額 (A+B)					
	(A) 解約日の指標金利ごとの引出部分以外の解約払戻金額					(B) 引出部分 の金額
	5.68% (+1.0%)	5.18% (+0.5%)	4.68% (±0.0%)	4.18% (-0.5%)	3.68% (-1.0%)	
1年	21,020	22,936	25,023	27,298	29,777	24,858
3年	23,313	25,261	27,373	29,664	32,149	24,862
5年	25,242	27,176	29,264	31,517	33,951	24,866
7年	27,228	29,138	31,190	33,394	35,762	24,870
9年	29,259	31,133	33,135	35,276	37,565	24,874
10年	30,288	32,138	34,110	36,214	38,458	24,876
15年	34,413	36,084	37,845	39,701	41,658	24,886
20年	38,263	39,648	41,091	42,593	44,158	24,896
25年	41,674	42,674	43,703	44,762	45,852	24,906
30年<*>	45,692	45,692	45,692	45,692	45,692	24,916

<*> 契約日から30年後の年単位の契約応当日となるため、市場調整額は0(ゼロ)として表示しています。

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ ()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

※ 引出部分の金額は、1年目は上記引出部分運用利率を、2年目以降は引出部分運用利率の最低保証利率を適用して試算しています。

6 この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

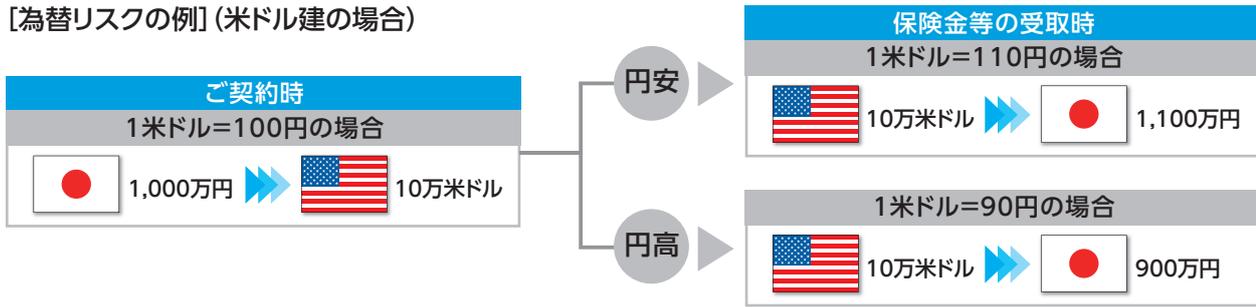
7 お客さまにご負担いただく諸費用があります。

諸費用につきましては、「注意喚起情報」P.19の「1.この保険に係る費用は以下のとおりです。」をご参照ください。

8 この保険には為替リスクがあります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.21の「2.為替リスク・市場リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

9 金銭の授受については以下のとおりです。

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



1. この保険に係る費用は以下のとおりです。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

- ・ 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

契約通貨	保険関係費	
	死亡保障コース	引出コース
米ドル	最大 0.76%	最大 1.05%
豪ドル		
円	最大 0.59%	最大 0.64%

なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）および積立利率適用期間等によって異なります。

- ・ 積立金（引出コースの場合、引出部分以外の積立金）から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

- ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除

- ※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料(死亡保障コースで一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率

契約通貨	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
外貨	4%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2%
円	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%

契約通貨	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
円	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

- ※ 死亡保障コースにおいて、円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または死亡保障コースで円建終身保障へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合 または死亡保障コースで円建終身保障へ 移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

※ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

● 社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1% (最大10万円) を控除します。



2. 為替リスク・市場リスクについては以下のとおりです。

● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等 (以下、保険金等) を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額は、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合 (契約時の為替レートと同じ) でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約等する場合、運用資産 (債券など) の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

契約者、被保険者、保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

お申込みの撤回または契約の解除をすることができます。(クーリング・オフ制度)

この保険はクーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、三井住友海上プライマリー生命へ書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除 (以下、お申込みの撤回等) をすることができます。(募集代理店では受付できません。)

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時 (郵便の消印日付) に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由 (任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤野村證券
⑥一時払保険料の金額	⑥60,000USドル
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号 (日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者 (申込者) フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者 (申込者) 氏名 (自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。

	保険料払込時の通貨	クーリング・オフに伴い返金する通貨
円入金特約を付加したく*の場合	円	円
円入金特約を付加しなかった場合	外貨	外貨

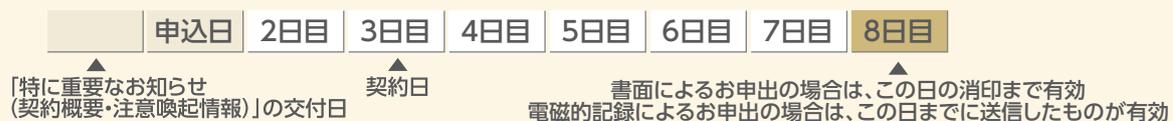
<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等は、ご契約の申込日と「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば可能です。

【クーリング・オフ制度】



クーリング・オフ制度について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5

責任開始期・生命保険募集人の権限は次のとおりです。

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。なお、お客さまからのお申込みに対して、三井住友海上プライマリー生命が承諾の判断を行うにあたり、日数を要する場合がございます。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6

以下のような場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7

解約払戻金は払込まれた保険料を下回ることがあります。

解約による払戻金額は、コースによって異なります。詳細については、「契約概要」の各コースごとの「解約払戻金について」をご参照ください。

8

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>) までお問い合わせください。

9

この保険には為替リスクがあります。

為替リスクについては、P.21の「2.為替リスク・市場リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

10

現在ご契約の保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがあります。(該当の場合のみご確認ください。)

- ・ 多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 被保険者のご年齢によっては、新たなご契約へのお申込みができない場合があります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

● 特に、現在ご契約の変額および外貨建の保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、以下の事項にご留意ください。

- ・ 現在のご契約が、変額個人年金保険等の解約払戻金が特別勘定資産の運用実績により変動(増減)する保険契約である場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。) また、解約控除が適用される場合、解約控除額を解約日(一部解約日)の積立金額から控除した金額が解約払戻金額となるため、払込保険料を下回る可能性があります。
- ・ 現在のご契約が外貨建保険契約の場合、解約払戻金を契約通貨以外に換算した額が、為替相場の変動により、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があります。また、解約においては、解約日における保障基準価格を基準に、契約時と解約時の市場金利の変動状況を反映させて計算し、さらに所定の解約控除が適用される場合があるため、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 現在のご契約において死亡保険金額が基本保険金額(払込保険料相当額)を上回っている場合(最低死亡保障金額を含みます)でも、新たなご契約における保障額が下がる場合があります。また、現在のご契約を一部解約した場合は、基本保険金額・最低死亡保障金額は減額される場合があります。
- ・ 新たなご契約においては、解約控除が契約日を起算日として新たに設定される等、不利益となる場合があります。
- ・ 新たなご契約においては、解約・一部解約されるご契約と商品内容等が異なる場合があります。

11 次の事項にご注意ください。

■ 三井住友海上プライマリー生命の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、三井住友海上プライマリー生命は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

■ この保険は生命保険商品です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によってはご契約のお引受けができない場合があります。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12

保険会社の商号と住所等については以下のとおりです。

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13

税金のお取扱いについては次のとおりです。

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金／引出金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。ただし、社会貢献特約を付加した場合は、その対象とはなりません。

● 引出金に対する税務(引出コース)

引出金の累計額が一時払保険料を超えた場合(契約通貨が外貨の場合は、円換算額)、超えた部分の額に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約、一部解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) +住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱いについて

本特約を付加した場合、指定公益団体が受取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

<ご参考> 本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱いについて

指定公益団体が受取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受取る死亡保険金が特別受益としての取扱いを受けることもありません。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2025年6月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14

お支払いに関する手続きにあたっては次の内容をご注意ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求人による請求は、次の請求事由に該当する場合となります。

- ・ 引出自在型終身保障特約が付加され、被保険者が契約者である契約において、契約者が引出部分の金額の引出請求ができない特別な事情があるとき。
- ・ 年金移行特約（定額保険用）または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき。

指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。）

15

この保険に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情については下記までご連絡ください。

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00



A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a guide for writing.

野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問合わせください。

ご検討、お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」の他、
「ご契約のしおり・約款」、専用のパンフレット等を必ずご確認ください。

保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル 0120-125-104

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ホームページ : <https://www.ms-primary.com>

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-81-8107(ハイ、パートナー)



募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)